

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	定額減税調整給付金の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、定額減税調整給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

定額減税調整給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税調整給付金の支給に関する事務
②事務の内容	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和六年度物価高騰対策給付金」に係る以下の給付金の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取得に関する事務</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付分)支給業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、当該年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の当該年分推計所得税額又は当該年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、調整給付を行う。 ・調整給付の振込先口座として公金受取口座を利用するため、抽出した対象者の公金受取口座情報の照会を行い、登録されている公金受取口座を振込先口座として指定し、プッシュ型で振込を行う。
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	支給管理システム
②システムの機能	<p>住民基本台帳情報、住民税情報及び保護情報等により支給対象者台帳を作成する。</p> <p>【支給管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の申請状況、支給状況及び非課税世帯判定結果の表示、情報の更新を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (問合せ対応システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	問合せ対応システム
②システムの機能	<p>基準日時点での全市民の住民基本台帳情報、住民税情報及び保護情報等を取り込む。</p> <p>【問合せ対応機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の住記情報、住民税及び所得税情報、申請状況、支給情報、振込口座情報の表示、情報の更新を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (支給管理システム)</p>

システム3									
①システムの名称	オンライン申請システム								
②システムの機能	<p>【様式管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請入力フォームの作成及び必要に応じた修正等を行う。・受付期間を設定し、申請入力フォームをインターネット上へ公開する。 <p>【申込受付機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・オンラインによる申請情報を表示する。・申請の受理、申請不備による返却等の処理及び管理を行う。・申請様式毎にて申請情報をCSVファイルで出力を行う。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他</td><td>()</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他	()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他	()								
システム4									
①システムの名称	庁内連携システム								
②システムの機能	<p>【業務システム連携機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・既存住基、税務、保険、福祉、保健福祉、団体内統合宛名システム等の業務情報を連携する機能。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> その他</td><td>(保険料系システム、福祉系システム、保健福祉系システム)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他	(保険料系システム、福祉系システム、保健福祉系システム)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他	(保険料系システム、福祉系システム、保健福祉系システム)								
システム5									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<p>【団体内統合宛名管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを定期的に行い、確認リストを出力する。 <p>【団体内統合宛名付番機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 <p>【中間サーバー連携機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 <p>【アクセス権限管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・ユーザ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセス制御を行う。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> その他</td><td>(中間サーバー)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他	(中間サーバー)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他	(中間サーバー)								

システム6～10

システム6

①システムの名称 中間サーバー

②システムの機能

- 【符号管理機能】
 - ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。
- 【情報照会機能】
 - ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。
- 【情報提供機能】
 - ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。
- 【既存システム接続機能】
 - ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。
- 【情報提供等記録管理機能】
 - ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。
- 【情報提供データベース管理機能】
 - ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。
- 【データ送受信機能】
 - ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。
- 【セキュリティ管理機能】
 - ・セキュリティを管理するための機能。
- 【職員認証・権限管理機能】
 - ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
- 【システム管理機能】
 - ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続

[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
[<input type="checkbox"/>] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座情報照会対象者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第135項 ・別表主務省令第74条 ・令和6年デジタル庁・総務省告示第8号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160項並びに第162条 【情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課重点支援給付金プロジェクトチーム
②所属長の役職名	健康福祉政策課副課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座情報照会対象者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、当該年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の当該年分推計所得税額又は当該年度分個人住民税所得割額を上回る者。
その必要性	当該給付の対象者はこれまでに行った給付金支給の対象者とは異なる。給付金支給において、より迅速な給付を行うため、公金受取口座を振込口座として指定すべく、新たに公金受取口座の照会を行う必要がある。公金受取口座情報を取得した対象者にはプッシュ型の給付により、個別申請ベースで行われた対象者に比べ、早急に給付を行うことが可能となる。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [<input type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 ・個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)…他機関の情報照会を行うために必要。 【連絡先等情報】 ・4情報…通知書及び確認書を郵送で送付するために必要。 ・その他住民票関係情報…本給付支給対象者であるか判定するに当たり当該年度の所得の状況を把握するために必要。 【業務関係情報】 ・地方税関係情報…本給付支給対象者であるか判定するに当たり当該年度の所得の状況を把握するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和6年6月12日
⑥事務担当部署	熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (総務局デジタル部システム推進課、財政局税務部市民税課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表 第135項の規定による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に係る公金受取口座情報照会業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・住民記録関係情報をもとに、公金受取口座及び地方税情報の照会を行い、対象者の公金受取口座及び地方税関係情報を取得する。	
	情報の突合	対象者の公金受取口座情報を正確に取得するため、内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	令和6年6月12日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名番号及び対象者住記宛名番号の抽出		
①委託内容 団体内統合宛名番号及び対象者住記宛名番号を紐づけた一覧を抽出・作成する		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	支給管理システム及び問い合わせ対応システムの設計・構築・テスト等に係る作業
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム等の運用		
①委託内容 団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 熊本計算センター		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
庁内連携システム及び団体内統合宛名システムの保守		
①委託内容 システムの問い合わせに対する調査・対応、作業指示に基づくデータ修正作業等及び法改正等に伴う対応作業等		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 日本電気株式会社 熊本支店		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	庁内連携システム及び団体内統合宛名システム等の保守に係る作業

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【番号連携データ】

団体内統合宛名番号

【宛名データ】

宛名番号、カナ氏名、氏名、性別、住所、方書、生年月日

【税データ】

当該年度個人住民税所得割額、個人住民税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、個人住民税定額減税可能額、個人住民税控除不足額、当該年推計所得税額(当該年の前年所得税額)、所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、所得税定額減税可能額、所得税控除不足額、調整給付額(円単位)、調整給付額(万円単位)

【公金受取口座情報】

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座情報照会対象者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○操作端末における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作端末が接続するネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検するよう努めている。 ・対象となる本人の範囲については、デジタル庁が作成したツールを活用して事前に割り出すこととしており、複数人でチェックを行ったうえで対象者を限定している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><入手した個人情報が不正確であるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁が作成したツールと同様の対象者算定が可能な計算シートを活用し、各項目の数値及び対象者が誤っていないか確認を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルについては、該当する権限を持つ職員のみアクセス可能な領域に保管するなど、適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム端末は、一定時間使用しないときは画面にスクリーンセーバーが起動する設定となっており、解除するためには再度ユーザID及びパスワードの入力が必要となる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容が記録されるため、不適切な操作によってデータが入手されることのリスクを軽減している。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの利用はシステム上でのみ行い、出力は行わない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・秘密の保持に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・個人情報収集の制限に関する事項 ・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項 ・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く) ・作業場所の指定等に関する事項 ・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項 ・契約終了後の資料等の返還等に関する事項 ・事故発生時における報告等に関する事項 ・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない再委託は禁止しており、やむを得ず契約事務の一部の再委託を行う際には、書面により申請させ、承認を行っている。 ・受託者と再委託先で覚書を取り交わし、本契約に基づく一切の義務を遵守させている。 ・再委託先において適正な取扱いが確保されているか、受託者において月1回実地にて確認を行っている。(特定個人を複数回検索している、業務に直接関係のない情報を参照している等) ・再委託先の特定個人情報管理等管理責任者において、事務取扱担当者の特定個人情報等の取り扱い状況について定期的に目視確認を行い、不適当な部分については、必要に応じて受託者へ報告し改善を行っている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱う責任者及び取扱者の名簿提出を義務付けている。 ・再委託先の特定個人情報管理等管理責任者から事務取扱担当者に対して、情報セキュリティ、特定個人情報の適切な取扱い・管理について研修を実施している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用に必要な最小限の従業者にのみ閲覧・更新権限を付与するように制限している。 <p>【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。 <p>【特定個人情報の提供ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報データの目的外使用や複写等及び第三者への提供を禁止している。 ・提供ルールについては、委託契約書において、以下の事項を義務づけている。 <p>(1) 受託者は、委託者及び受託者間の個人情報データの受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に預り証を提出しなければならないこと。</p> <p>(2) 受託者は、業務の終了により、受託者において不要となった個人情報データについては、遅延なく委託者に返還及び消去しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルール遵守の確認方法については、委託契約の報告条項に基づき、月に1度、特定個人情報の提供について書面にて報告させる。必要があれば、本市職員が現地調査することも可能である。 <p>【特定個人情報の消去ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去ルールについては、委託契約書において、以下の事項を義務づけている。 <p>(1) 受託者は、業務において利用する個人情報データを消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならないこと。</p> <p>(2) 受託者は、個人情報データの消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならないこと。</p> <p>(3) 受託者は、業務において利用する個人情報データを廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならないこと。</p> <p>(4) 受託者は、個人情報データの消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルール遵守の確認方法については、消去ルールにおいて事前申請及び事後報告等を求めることで、作業が適切になされているかどうかを確認する。また、必要に応じて、本市の職員が現地調査することも可能である。 		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p>1. 物理的対策 【執務室における措置】 ・私物等の外部記録媒体の使用禁止。</p> <p>2. 技術的対策 【不正プログラム対策】 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは毎週(必要に応じて随時)更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・電子媒体に保存する際は暗号化を行い、暗号鍵は第三者に推測されにくいものとしている。</p> <p>【不正アクセス対策】 ・内部のネットワークとの接続についてはファイアウォールを設置している。 ・特定個人情報ファイルについては、該当する権限を持つ職員のみアクセス可能な領域に保管している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・部署の職員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を実施する。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p>	
10. その他のリスク対策		
-		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課 重点支援給付金プロジェクトチーム 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

